

公 示 日 : 2021 年 12 月 15 日

調達管理番号 : 21a00939

国 名 : エジプト

担 当 部 署 : 経済開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム

調 達 件 名 : エジプト国経済開発のための養殖及び水産流通改善プロジェクト  
ト詳細計画策定調査 (評価分析)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2022 年 2 月中旬から 2022 年 7 月中旬
- (2) 業務人月 : 現地 0.70、国内 0.50、合計 1.20
- (3) 業務日数 : 

準備期間	現地業務期間	整理期間
5 日	21 日	5 日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見積書提出部数 : 1 部
- (3) 提出期限 : 1 月 12 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提出方法 : 電子データのみ
  - 専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp))

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き (PDF/352KB)

[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition\\_2020.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf)

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評価結果の通知 : 2022 年 1 月 27 日 (木) までに個別通知  
提出されたプロポーザルを JICA で評価・  
選考の上、契約交渉順位を決定します。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
  - ① 業務実施の基本方針 16点
  - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
  - ① 類似業務の経験 40点
  - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8点
  - ③ 語学力 16点
  - ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国／類似地域	全途上国
語学の種類	英語

#### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：特になし

#### 6. 業務の背景

エジプトにおいて、農業及び養殖に使用される水は水資源の 85%を占めておりエジプトの限られた水資源に大きな影響を与えている。農業及び養殖業は水利用量と水質の問題に直面し、また人口増加により、農業及び養殖用に利用可能な水量が更に逼迫すると予想されている。

持続可能な農業開発政策「エジプト・ビジョン 2030」では、水利用の生産性を高め、若者の雇用を 400 万増やすこと、農村の産業を改善すること、マーケティングを強化すること、女性が農村開発の様々な分野に参画できるようにすることを目指している。

新型コロナウイルス感染症パンデミックにより、養殖業は様々な形で負の影響を受けている。コロナ禍後を見据え今後、限られた水資源を利用して養殖を行う上で、養殖の効率的な実施、養殖技術普及サービスやコールドチェーンの改善、女性を含む小売業者グループ、小規模養殖業者へのサプライチェーン及び市場ニーズの提供などが必要とされている。

これらを背景として、2020 年 9 月、エジプト政府より我が国政府に対して本

事業実施の要請がなされた。

今回実施する詳細計画策定調査は、本プロジェクトに係る計画枠組み、実施体制、成果と活動等を整理したうえで、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトの内容を協議議事録（M/M）で合意するとともに、事前評価を行うことを目的とする。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価 6 基準（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性、整合性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。また、本業務従事者は、他の課題を担当業務とする業務従事者が作成する報告書（案）を含めた報告書（案）全体の取りまとめに協力する。具体的担当事項は次のとおりとする。

### （1）国内準備期間（2022 年 2 月中旬～2022 年 5 月上旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関（World Fish、スイス政府）のこれまでの協力状況・成果・課題も確認の上、現地調査で収集すべき情報を検討する。
- ② 担当分野に係る調査計画・方針案を検討する。必要な訪問先を抽出し、現地での調査日程（案）の作成に協力する。
- ③ 相手国関係機関への事前質問項目（案）を取りまとめ、質問票（案）（英文）を作成する。なお、質問票を事前にエジプト側に配布する場合には、JICA 担当部署と相談の上、JICA エジプト事務所を通じて配布する。
- ④ PDM (Project Design Matrix)案（和文・英文）、PO (Plan of Operation)案（和文・英文）、および事業事前評価表案（和文・英文）の担当部分や関連部分を検討する。
- ⑤ 対処方針案（和文）の作成に協力する。
- ⑥ JICA 担当部が企画する団内勉強会や対処方針会議に参加し、協議結果の取りまとめに協力する。

### （2）現地業務期間（2022 年 5 月中旬～2022 年 6 月上旬）

- ① JICA エジプト事務所との打合せに参加する。

- ② エジプト側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
  - ③ 事前に配布した質問票を回収、整理するとともに、プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報の収集、整理、分析を行うと共にヒアリング議事録を作成する。主な情報収集の内容は以下のとおり。
    - ア) エジプトの開発計画・政策における本プロジェクトの位置付け
    - イ) エジプトの案件関連分野（水産養殖セクター）における開発動向
    - ウ) 当該関連分野に係る基本統計情報、既存資料、関連法令情報等
    - エ) エジプトの実施機関である土地開拓省（Ministry of Agricultural and Land Reclamation）、水産資源開発機構（GAFRD）の組織体制、人員、予算、関連する開発課題等
    - オ) 当該関連分野に係る他ドナーの援助動向
    - カ) 我が国の水産養殖分野における協力効果の発現状況
    - キ) 支援対象地域の社会や家庭内における男女の労働や力関係の現状、ジェンダーに関連する社会規範・慣習、男女で異なるニーズや課題等
    - ク) プロジェクト実施に係る先方負担事項
  - ④ 調査団及びエジプト側関係機関と協議のうえ、PDM（案）（英文・和文）、PO（案）（英文・和文）、M/M（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM 案の成果指標の設定について、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
  - ⑤ エジプト側関係機関との協議で合意された内容に基づき、R/D（案）（英文）の作成に協力する。
  - ⑥ 実施機関に対する R/D 案を含む M/M 案への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
  - ⑦ 国内準備並びに現地調査で得られた結果を基に、他の調査団員並びに相手国側 C/P 等とともに評価 6 項目の観点から評価を行い、事業事前評価表（案）の作成に協力する。
  - ⑧ 担当分野に係る現地調査結果を JICA エジプト事務所、日本大使館等に報告する。
- (3) 帰国後整理期間（2022 年 6 月中旬～2022 年 6 月下旬）
- ① 帰国報告会に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
  - ② プロジェクトを巡る状況分析や評価 6 基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
  - ③ 事業事前評価表（案）（和文・英文）の作成に協力する。
  - ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成するとともに、

他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

### (1) 業務完了報告書

2022年6月24日までに提出。

次の①～③を電子データにて提出すること。

- ① 担当分野にかかる詳細計画策定調査結果報告書（和文）
- ② 事業事前評価表（案）（和文・英文）
- ③ 調査における面談議事録・収集資料一式

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate\\_202103.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf)

留意点は以下のとおりです。

### (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、日本⇒ドバイ⇒カイロ⇒ドバイ⇒日本を標準とします。

### (2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

現地業務期間は2022年5月13日～6月2日を予定しています。

本業務従事者は、JICA調査団員に11日先行して現地調査の開始を予定しています。

#### ② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) 水産養殖（JICA）

## エ) 評価分析 (本コンサルタント)

### ③ 便宜供与内容

JICA エジプト事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり。
- イ) 宿舎手配：あり。
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳備上：必要に応じて、英語⇄アラビア語の通訳を提供。
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 職員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：なし。

## (2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部 農業・農村開発第一グループ第二チーム (TEL:03-5226-8449) にて配付します。

・要請書 (英文)

- ② 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp)) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

## (3) その他

- ① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA エジプト事務所及び日本大使館などにおいて十分な情

報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。新型コロナウイルスの流行その他の状況を踏まえ、現地渡航が不可となった場合は、現地人材を活用する等の代替案を検討し、遠隔での調査実施に変更する可能性があります。

以上